# 特定非営利活動法人東京囃子塾定款 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人東京囃子塾という。 また英文名を Tokyohayashijuku Specified Nonprofit Corporation という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区海岸三丁目9番40号1706号室におく。

(目的)

第3条 この法人は、邦楽囃子の人材育成を通じて古典芸能の振興を図り、地域の芸術文化振興、芸術の国際交流を広げ、多角的に古典芸能の普及活動に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
  - (1)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (2)社会教育の推進を図る活動

#### (事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の 事業を行う。
  - (1)邦楽囃子の演奏家の育成事業
  - (2)邦楽囃子の演奏機会の創出事業
  - (3)邦楽囃子の体験事業
  - (4) 邦楽囃子の研修・セミナーの開催事業
  - (5) 邦楽囃子に関するテキストの配信事業
  - (6) 邦楽囃子の普及に関する情報提供事業
  - (7)その他目的を達成するために必要な事業
  - 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
  - (1)物品販売事業
  - (2)酒類販売事業
  - (3)有償サービス事業
  - 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

#### 第2章会員

#### (種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下 「法」という。)上の社員とする。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

# (入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。
  - 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
  - 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
  - 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面 をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

- 第8条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。会員は、年度を開始した日から一月以内に前期会費を納入するものとし、年度から半期が経過した日から一月以内に後期会費を納入するものとする。
  - 2 ただし、年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度における前期又は後期の会費を入会のときに納入するものとする。

#### (会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
  - (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (種別及び定数)

- 第12条この法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 3人以上7人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
  - 2 理事のうち、1人を代表理事とし、1人以上2人以内を副代表理事とする。

#### (選任等)

- 第13条理事及び監事は、総会において選任する。
  - 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
    - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
    - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
    - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

- 第14条代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
  - 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この 法人の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### (任期等)

- 第15条役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者 の任期の残存期間とする。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ なければならない。

#### (欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

- 第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
  - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会 を与えなければならない。

#### (報酬等)

- 第18条役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
  - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

# 第4章会議

#### (種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (総会の構成)

第20条総会は、正会員をもって構成する。

## (総会の権能)

- 第21条総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 解散及び合併
  - (3) 会員の除名
  - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び決算
  - (6) 役員の選任及び解任
  - (7) 役員の職務及び報酬
  - (8) 入会金及び会費の額
  - (9) 資産の管理の方法
  - (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (11) 解散における残余財産の帰属
  - (12) 事務局の組織及び運営
  - (13) その他運営に関する重要事項

#### (総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。
  - 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

#### (総会の招集)

- 第23条総会は前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。
  - 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その 日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (総会の議長)

第24条総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第25条総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (総会の議決)

- 第26条総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
  - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもってし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員 全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する 旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (総会での表決権等)

- 第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。
  - 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知され た事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人 として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、 総会に出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (総会の議事録)

第28条総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印 又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示を したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載し た議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

### (理事会の構成)

第29条理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

- 第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

# (理事会の開催)

- 第31条理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の 請求があったとき。

#### (理事会の招集)

- 第32条理事会は、代表理事が招集する。
  - 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内 に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第33条理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会での表決権等)

- 第35条各理事の表決権は、平等なものとする。
  - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項 について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
  - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる ことができない。

#### (理事会の議事録)

- 第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

#### 第5章資産

#### (資産の構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) その他の収益

#### (資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

#### (資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### 第6章 会計

#### (会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

#### (会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に係る事業会計、その他の事業会計 の 2 種とする。

#### (事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総 会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

- 第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
  - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

# (予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

- 第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類 は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の 議決を経なければならない。
  - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第7章 定款の変更、解散及び合併

# (定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上 の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄 庁の認証を得なければならない。
  - 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。) したときは、所轄庁に届けなければならない。

#### (解散)

- 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
  - (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承 諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。) したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議 決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

#### 第9章事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

#### (職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に 定める。

#### 第 10 章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

#### 附則

- 1 この定款は令和 年 月 日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 尾﨑 仁彦 (藤舎 呂凰)

副代表理事 藤田 佳織

理事 鈴木 明衣

理事 髙橋 千恵

監事 花光 潤子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年2月28日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から令和5年11月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。 正会員入会金 なし

正会員会費 1年間分 10,000円 (前期 5,000円・後期 5,000円)

# 令和5年度

# 事業計画書

特定非営利活動法人東京囃子塾

# 1 事業実施の方針

令和5年度は設立一周年記念公演を実施のために講習会・セミナーの開催内容を深め、プロフェッショナルな技術内容に向上させる。セミナーも増やし高い技術力が必要な楽器の演奏ができるプレイヤーの育成を目指す。特定非営利活動を経済的に補うための収益事業を開始し、オリジナル T シャツの販売や日本酒販売の企画、一般事業者とのコラボレーションイベントの開発に着手する。

# 2 事業の実施に関する事項

# (1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1,450】千円 )

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費(千円)
邦楽囃子の演 奏家の育成事 業	演奏家による指導を受け 舞踊会・演奏会への出演に より経験を積む事業を実 施する。	12月~ 11月	東京都· 山梨県· 長野県	10人~	参加者観客	500人	50
邦楽囃子の演 奏機会の創出 事業	松の内イベント(お打ち初め)、設立一周年記念公演 等の実施。	1月~ 11月	東京都	15人	参加者観客	300人	1,230
邦楽囃子の体 験事業	幼稚園・小学校・児童高齢 者交流センターにてレク チャーを実施する。	1月~ 11月	東京都・ 神奈川県	10人	参加者	500人	50
邦楽囃子の研修・セミナー の開催事業	演奏家育成や各公演に向 けた講習会を実施する。	1月~ 11月	東京都	5人	参加者	120人	100
邦楽囃子に関 するテキスト の配信事業	WEB 上のプラットフォームを活用して、邦楽囃子に関するテキストを発信する。	12月~ 11月	WEB	5人	広く一般 に向けて 配信	300人	10
邦楽囃子の普 及に関する情 報提供事業	Instagram、X、YouTube を活用して、邦楽囃子の普 及に関する情報提供を実 施する。	12月~ 11月	WEB	5人	広く一般 に向けて 配信	300人	10

# (2) その他の事業

# (事業費の総費用【 250】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
物品販売事業	オリジナル T シャツ・グッズの受注・仕入販売	4月~ 11月	東京都	8人	150
酒類販売事業	お囃子×日本酒のブランディングと企画	8月~ 11月	東京都	5人	60
有償サービス事業	一般事業者とのコラボイベントの企画・開発	4月~ 11月	東京都	5人	40

# 令和6年度

# 事業計画書

特定非営利活動法人東京囃子塾

# 1 事業実施の方針

令和6年度は他団体との交流を深め、連携して演奏機会の創出をはかっていく。セミナーや体験も 増やしたいため、特定非営利活動を経済的に補うため、収益事業を拡大させる。特に和の芸術と親和し やすい日本酒の販売や一般事業者とのコラボレーションを企画していきたい。

# 2 事業の実施に関する事項

#### (1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1,470 】千円 )

	Lill Buck of A 14			( 1 // // /	AND MENT	•	1 113 /
定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
邦楽囃子の演 奏家の育成事 業	演奏家による指導を受け 舞踊会・演奏会への出演 により経験を積む事業を 実施する。	12月~11月	東京都· 和梨県· 長野県	10人~ 12人	参加者観客	700人	200
邦楽囃子の演 奏機会の創出 事業	港区から伝統文化を発信 するイベント等を行う。	12月~ 11月	東京都	15人	参加者観客	300人	700
邦楽囃子の体 験事業	幼稚園・小学校・児童高齢 者交流センターにてレク チャーを実施する。	12月~ 11月	東京都・ 神奈川県	10人	参加者	600人	200
邦楽囃子の研修・セミナー の開催事業	演奏家育成や各公演に向けた講習会を実施する。	12月~ 11月	東京都	5人	参加者	150人	300
邦楽囃子に関 するテキスト の配信事業	WEB 上のプラットフォームを活用して、邦楽囃子に関するテキストを発信する。	12月~ 11月	WEB	5人	広く一般 に向けて 配信	350人	20
邦楽囃子の普 及に関する情 報提供事業	Instagram、X、YouTube を活用して、邦楽囃子の 普及に関する情報提供を 実施する。	12月~11月	WEB	5人	広く一般 に向けて 配信	350人	50

# (2) その他の事業

# (事業費の総費用【 340】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
物品販売事業	オリジナルグッズの受注・仕入販売	12月~ 11月	東京都	8人	200
酒類販売事業	お囃子×日本酒の販売	12月~ 11月	東京都	5人	100
有償サービス事業	一般事業者とのコラボイベントの企画・開発	12月~ 11月	東京都	5人	40

# 令和5年度 活動予算書(その他事業がある場合)

特定非営利活動法人東京囃子塾

(単位:円) 特定非営利活動に係る事業 その他事業 科目 合計 額 小計・合計 小計・合計 [A] 経常収益 受取会費 240.000 240,000 正会員受取会費 240,000 賛助会員受取会費 20,000 100,000 120,000 受取寄附金 20,000 日本酒プロジェクト寄附金 100,000 3 受取助成金等 1,000,000 1,000,000 1,000,000 受取助成金 450, 000 150, 000 事業収益 600,000 4 邦楽囃子の演奏機会の創出事業収益 250,000 邦楽囃子の体験事業収益 邦楽囃子の研修・セミナーの開催事業収益 50,000 150,000 物品販売事業収益 150,000 その他の収益 受取利息 250, 000 1, 710, 000 1, 960, 000 経り 事業費 (1) 人件費 480,000 480,000 480,000 支払報酬 970,000 250,000 (2) その他経費 1, 220, 000 広告宣伝印刷費 100,000 80,000 旅費交通費 100,000 20,000 制作費 200,000 150,000 支払手数料 120,000 重両費 120,000 330,000 賃借料 1, 450, 000 250,000 事業費計 2 管理費 1,700,000 (1) 人件費 (2) その他経費 190,000 190,000 広告宣伝印刷費 70,000 40,000 旅費交通費 10,000 诵信費 消耗品費 支払手数料 租税公課 50,000 10,000 5,000 5,000 保険料 190,000 640,000 190, 000 1, **890, 00**0 管理費計 250,000 [A] - [B] ···① 70,000 70,000 過年度損益修正益 **収益計 常外費** 力 固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損 **費 用 計** 額 【C】-【D】 • • • ② 当期 正味財産増減額 法人税、住民税及び事業税・・・⑤ 1)+2+3···( 70,000 70,000 70,000 前期繰越正味財産額 -97.218正味財産額 4-5+6

設立・定款変更用

# 令和6年度 活動予算書 (その他事業が<u>ある</u>場合)

特定非営利活動法人東京囃子塾

		特定非営利活動法人東京嘅子 <del>型</del> (単位:円)				
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	特定非堂利活	動に係る事業	その作		
	科目	金額	小計・合計	金額	小計・合計	合計
[A]	経常 収益					
1	<b>受取会費</b> 正会員受取会費	990 000	280, 000		0	280, 000
	正云貝文以云貨 <b>替助会員受取会費</b>	280, 000				
2	<b>受取寄附金</b> 受取寄附金	20,000	20, 000		0	20, 000
	文以前附並	20,000				
3	<b>受取助成金等</b> 受取助成金	500, 000	500, 000		0	500, 000
	文权列风壶	500, 000				
_	- Ab - 1 - Ab				400 000	
4	事業収益 邦楽囃子の演奏機会の創出事業収益	500, 000	900, 000		420, 000	1, 320, 00
	邦楽囃子の体験事業収益	150,000				
	邦楽囃子の研修・セミナーの開催事業収益	250, 000				
	物品販売事業収益 酒類販売事業収益			300, 000 120, 000		
5	その他の収益		0	120, 000	0	
	受取利息					
上常	収 益 計		1, 700, 000	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	420, 000	2, 120, 00
[B]	経常費用		.,,,		, ,	
1	<u>事業費</u> (1) 人件費	<b></b>	500, 000		0	500, 00
	マープ <b>ストラ</b>     支払報酬	500,000	300, 000		Ĭ	300,00
	(2) その他経費		970, 000		340, 000	1, 310, 00
1	広告宣伝印刷費 旅費交通費	100, 000 100, 000		80, 000 20, 000		
	旅貨文通貨	200, 000		200, 000		
	支払手数料	120, 000		40, 000		
	車両費 賃借料	120, 000 330, 000				
	具旧代	330,000				
	<u>                                      </u>	1	1, 470, 000		340, 000	1, 810, 00
2	<u>官理复</u> (1)人件費		0		0	
	(2) その他経費		190, 000		0	190, 00
	広告宣伝印刷費	70,000				
	旅費交通費   通信費	40,000 10,000				
	消耗品費	50,000				
	支払手数料	10,000				
	租税公課 保険料	5, 000 5, 000				
		3, 000				
簟	<b>工業</b> 田 割		190,000		0	190, 00
常期	<u>費用計</u> 経常増減額【A】-【B】・・・①	ł	1, 660, 000 40, 000		340, 000 80, 000	<b>2,000,0</b> 0
ςĨ	経常外収益		40, 000		00,000	120, 0
	固定資産売却益					
	過年度損益修正益					
常 D】	外 収 益 計		0		0	
잍	経常外費用					
	固定資産売却損 災害損失	I				
L	過年度損益修正損					
常	外費用計		0		0	
期理	経常外増減額【C】-【D】・・・②   区分振替額・・・③	<del>                                     </del>	80, 000		<b>0</b> -80, 000	
<u></u> 引	前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②+③・・・④	4)	120, 000		0,000	120, 00
	法人税、住民税及び事業税 ・・・⑤					100, 00
、上期	<u>前期繰越正味財産額・・・⑥</u> <b>繰 越 正 味 財 産 額 ④ー⑤+⑥</b>					-97, 21 -77, 21
<u> 79</u> 7					1	71,21